

令和5年第9回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和5年9月6日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和5年9月15日
4. 出席農業委員 19名
- | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 1番 佐藤 易廣 | 2番 柳沼 正治 | 3番 八巻 長一 | 4番 寺島 武 |
| 5番 渡邊 政幸 | 6番 菅野 照 | 7番 鈴木 政浩 | 8番 穴戸 洋一 |
| 9番 阿部 忠幸 | 10番 浦山 公一 | 11番 大槻 孝徳 | 12番 吉田 浩重 |
| 13番 大橋 吉成 | 14番 千葉 利市 | 15番 長沢 壽幸 | 16番 佐藤 清光 |
| 17番 渡邊 茂 | 18番 土屋 洋一郎 | 19番 清野 直人 | |
5. 欠席農業委員 0名
6. 出席農地利用最適化推進委員 19名
- | | | | |
|------------|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 20番 佐藤 輝弥 | 21番 佐々本 春男 | 22番 大武 有子 | 23番 後藤 喜美江 |
| 24番 橘 典雄 | 25番 八島 市蔵 | 26番 高橋 敏明 | 27番 菊池 和彦 |
| 28番 齋藤 信夫 | 29番 佐藤 善一 | 30番 渡邊 みき子 | 31番 野田 源吉 |
| 32番 舟山 健一 | 33番 引地 秀樹 | 34番 八城 智広 | 35番 佐瀬 之人 |
| 36番 小賀坂 伸夫 | 37番 秋葉 武 | 38番 大和田俊一郎 | 39番 三浦 秀勝 |
| 40番 阿部 良夫 | 41番 津田 茂 | 42番 井上 林一 | 43番 八巻 博 |
7. 欠席農地利用最適化推進委員 5名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 あっせん申出について
- 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
- 議 長 只今から、令和5年第9回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午後2時45分宣告)
- 只今の出席委員は、農業委員19名、推進委員19名で定足数に達しております。
よって令和5年第9回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。
- 議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、1番、佐藤易廣委員、2番、柳沼正治委員、以上2名を指名いたします。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日 1 日と決定いたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。

事務局長（議案第 1 号朗読説明）

農地係長 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、補足説明を申し上げます。

6 番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●●さんは、管理機等の農機具を所有し、家族で年間 750 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は 17 a です。通作距離は、自宅から徒歩で 5 分であります。

8番及び9番につきましては、譲受人が同じありますので一括して説明いたします。8番につきましては、●●●●さんから、9番につきましては、●●●●さんから、いずれも●●●●さんへの売買による所有権の移転であります。●●さんは、軽トラック、スピードスプレーヤー等の農業機械を所有し、家族で年間310日農業に従事しており、許可後の耕作面積は25aです。通作距離は、自宅から車で5分程度のところに位置しています。

10 番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転であ

ります。●●さんは、トラクター、軽トラック、噴霧機、耕運機、草刈機等の農機具を有しており、家族で年間 400 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は 66 a です。通作距離は、自宅から車で 10 分であります。

11 番は、●●●さんから、●●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●さんは、トラック、軽トラック、きゅうり自走式スプレー等の農機具を所有し、家族で年間 670 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は 134 a です。通作距離は、自宅から車で 5 分であります。

12 番は、●●●●●さんから、●●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●さんは、田植機、トラクター、耕運機、噴霧器、運搬機、草刈機の農機具を有し、家族で年間 220 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は、221 a です。通作距離は、自宅から徒歩 5 分であります。

以上、12 件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、年間 150 日以上家族での農業従事日数、片道 2 時間以内の通作距離を満たしていることから、申請書を受理しましたので、委員の皆様のご審議よろしく願います。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第 1 号の 1 番から 7 番の案件について、34 番、八城智広調査員、お願いいたします。

34 番委員 議案第 1 号 1 番から 7 番の案件について現地調査の結果を報告いたします。まず 1 番から 5 番の案件ですが、申請地の場所は●●●の北側の畑で、管理状況については、何も作付けされておらず、荒廃農地区分であれば A-a 一步手前と言ったところです。1 番から 5 番の譲渡人の方々は、いずれも親が亡くなった際に相続したケースで、地元に住む 2 番の●●さん、5 番の●●さんが管理していましたが、皆さん高齢になってきて、引き続き管理するのも容易でなく、譲受人の●●●●●さんに声をかけたところ、「後継者もいるので、引き受けましょう」とのことで売買が決まったようであります。

次に、6 番の案件ですが、譲渡人の●●●さんは、体調を崩し畑の管理も大変になってきたので、同じ町内会の 7 番鈴木委員に相談したそうです。それから鈴木委員が、申請地の目の前に住む譲受人の●●さんに声をかけたところ、こころよく「買ってもいいよ」ということになったそうであります。

7 番の案件は、譲受人の●●さんは、1～2 年前に申請地の両側を購入しているんですけれども、今回の申請地もその時一緒に購入したかったそうです。しかし、当時は相続が完了しておらず、購入ができませんでした。今回相続登記が完了し、売買の運びとなったそうであります。1 番から 7 番まで、何の問題もないと思われますが、委員の皆さまのご審議、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。

27 番委員 議案第1号の8番から10番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。まず8番と9番の案件について報告いたします。9月9日に、譲渡人の●●●●さん、●●●●さんと、譲受人の●●●さんからお話を伺いました。申請地の畑はどちらも、国見町石母田から流れてくる滝川と、阿武隈川の合流地点に位置します。昭和61年の8.5水害で被害を受けましたので、その後ここに堤防が作られたわけですが、その際に●●●さんの畑が買収され、三角形の使い勝手の悪い土地になりました。隣接農地の所有者である譲受人の●●●さんには、通作のため申請地を通行してもらっていたそうであります。この度、●●●の●●●さんから、遠隔地の農地を持っても仕方がないので買ってもらえないかと●●●さんに打診があり、承諾されたそうです。それならば●●●の●●●さんの畑も売ってくれ、という話になり、双方の合意が成立したそうです。申請地は素晴らしい桃畑であり、今年は大変収入も上がったであろうと思われる農地でありました。問題のない案件だと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長　ありがとうございます。

13 番委員 議案第1号の11番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。9月10日に、譲渡人●●●さんのお母さんに話を伺い、譲受人の●●●●●さんからは電話で話を伺いました。申請地は丸森霊山線の沿線にあります。譲渡人の●さんが●●に家を建て、申請地の田んぼはお母さんが作っていたのですが、今回●さんと一緒に住むため、お母さんも●●●に引っ越すことになりました。田んぼを作る人がいなくなってしまうので、隣接農地の所有者である譲受人の●●●●●さんに声をかけたところ、規模拡大ということで引き受けてくれることになりました。既に今年から●●さんが田んぼを作っておりますので、何ら問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長　ありがとうございます。

議案第1号の12番の案件について、26番、高橋敏明調査員の調査結果報告を事務局より代読お願いいたします。

農地係長 議案第1号の12番の案件について、現地調査の結果を高橋委員より預かっておりますので、朗読いたします。9月8日に、譲渡人の●●さん宅を訪問しお話を伺いました。●●さんは、農業を廃業したいと考えているため、隣接地所有者の●●さんに売買の話を持ち掛けたところ、話がまとまり、今回の申請に至ったということでございます。現在、申請地は耕作されておりませんが、今後は●●さんが草刈などを行い、野菜などを作っていきたいとのことで、許可相当とみてまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の12件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の12件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の12件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第2号朗読説明)

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、農地改良及び工事発生土捨場のための一時転用であります。貸借権の設定3年間です農地区分は、農振農用地区域の農地でありますので、農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用許可可能と判断しました。

以上のことから転用許可可能と判断し申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の12番の案件について、26番、高橋敏明調査員の調査結果報告を事務局より代読お願いいたします。

農地係長 議案第２号の１番の案件について、現地調査の結果を高橋委員より預かっておりますので、朗読いたします。議案第２号の１番の案件について現地調査の結果報告をいたします。９月９日に現地にて設定人の話を伺い、被設定人からは電話でお話を伺いました。９月１４日午前９時、月舘総合支所集合で、寺島委員、佐藤推進委員、私と、事務局２名の計５名で現地を確認して参りました。申請地は、設定人の自宅の前の林道を挟んだ向かい側にあります。申請は一時転用であり、下流部分に遊水地を作る計画なので、排水には問題がなく、周囲の方々の同意も得ておりますので、許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の１件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第２号、「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の１件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の１件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第３号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第３号朗読説明）

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議長 ありがとうございます。それでは、これより審議に入りますが、議案第３号については、一括審議としたいので、お諮りいたします。議案第３号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る６件、使用貸借権設定に係る３件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、所有権移転に係る６件、使用貸借権設定に係る３件について、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。これより質疑に入ります。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る6件、使用貸借権設定に係る3件について採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る6件、使用貸借権設定に係る3件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第4号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第4号朗読説明）

議長 これより、質疑に入ります。議案第4号「あっせん申出について」の2件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第4号、「あっせん申出について」の2件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第4号「あっせん申出について」の2件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、指名させていただきます。1番の案件について、保原地区担当から、29番、佐藤善一推進委員と、32番、舟山健一推進委員、2番の案件について、梁川地区担当から、27番、菊池和彦推進委員と、37番、秋葉武推進委員にお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議長 次に、報告第1号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第1号朗読説明）

議長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議長 場 「発言なし」の声。

議長 それでは、特に発言がないようですので、報告第1号「専決処分の報告について」を終了します。

議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。
これにて、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。
長時間にわたり、慎重なご審議をいただき、心から感謝申し上げます。あ
りがとうございました。

以上をもちまして、令和5年第9回伊達市農業委員会定例総会を閉会といた
します。どうもご苦労様でした。(午後3時20分閉会)

11. 提出事項の顚末	議案第1号	許可決定
	議案第2号	許可決定
	議案第3号	承認決定
	議案第4号	承認決定

12. この会議の議案 この議事録の末尾に綴る。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____

令和5年9月15日開催

令和5年

第9回伊達市農業委員会定例総会議事録

伊達市農業委員会

